

令和5(2023)年度運営指導の結果について

【地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護】

○設備に関する事項について

1	トイレにおいて、利用者の手の届く所に殺虫剤等が置かれていた。目かくしや扉のついた棚や手の届かないところに置くこと。
2	冷蔵庫の中身について、消費期限等が切れているものがあつた。また、記載のないものについては、冷蔵庫に入れた日付を記載する等、適切に管理すること。
3	苦情箱を備えていなかった。利用者やその家族からの苦情や意見を積極的に収集できるよう、備えること。

○人員に関する事項について

1	勤務実績表とタイムカードに一部相違があつたため、労働時間を適正に把握し、必要に応じて修正すること。
2	従業員の勤務状況について、出勤簿と勤務実績に差異が見られたため、適切に修正すること。
3	従業員に対して研修の機会を確保していなかった。より適切な支援を行うため、研修計画を作成し、研修の機会を確保すること。
4	職場におけるハラスメント対策について、指針は策定されていたが、その内容及び従業員への周知・啓発について改善を要する点が見られた。指針等の内容を精査するとともに、相談に必要な体制について、従業員への十分な周知を行うこと。
5	一部の職員について、雇用契約書における契約日の日付及び押印が空欄となつていた。雇用契約を結ぶ上で必要な事項であるため、適切に記載すること。

○運営・報酬に関する事項について

1	運営規程及び重要事項説明書について、古い内容を掲示していた。内容に変更があつた場合は、最新のものに差し替えること。
2	運営規程及び重要事項説明書において、「指定介護予防・日常生活支援総合事業」を省略して介護予防と表記していた。介護予防サービスとの差別化を図るため、表記を変更すること。
3	運営規程及び重要事項説明書の内容に、一部誤字が見受けられた。適切に修正を行うこと。
4	運営規程の記録の保存年限が2年間になつていた。那須塩原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則第56条の18に基づき、5年間に修正すること。
5	重要事項説明書において、利用者の負担割合が1割であることが前提の記載となつていた。所得に応じて負担割合は変更となるため、記載を改めること。
6	重要事項説明書について、誤字及びサービス単位の相違が散見された。速やかに適切な形に修正すること。
7	指定認知症対応型通所介護事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、その他利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとされているが、重要事項について掲示されていなかった。事業所の見やすい場所に重要事項説明書等を掲示すること。
8	重要事項説明書中の苦情受付の記載について、受付時間が実態と相違していた。実態に即した時間に修正すること。
9	重要事項説明書に記載のあつた苦情受付担当者について、職名のみで担当者名の記載がなく、具体的な担当者が不明瞭だつた。具体的に担当者を明示すること。
10	重要事項説明書について、利用者に説明、同意を得た日付及び利用者の緊急連絡先の記載が漏れていたので、適切に記載すること。
11	重要事項説明書の利用料金において、取得している加算の単位数が一部記載されていなかった。同意を取る内容に係るため、適切に修正すること。

12	契約書中、記録の保存年限が2年間になっていた。那須塩原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則第56条の18に基づき、5年間に修正すること。
13	契約書において、「指定介護予防・日常生活支援総合事業」を省略して予防通所と表現していたが、介護予防サービスとの差別化を図るため、表現を変更すること。
14	利用料金表に記載のある金額について、一部相違があった。正しい金額に修正すること。
15	料金改定の同意の日付が漏れていた。適切に記録すること。
16	事業所が作成する利用者のサービス計画が地域密着型通所介護の計画書の様式に記載されていた。内容は問題なかったが、誤りを防ぐため、サービス種別ごとに計画書の様式を整理すること。
17	料金表別表において、取得している加算の内容が一部記載されていなかった。適切に追記すること。
18	個人情報が含まれる個人ファイルについて、容易に施錠を解除できる場所で保管していた。個人情報の漏洩等を防ぐため、施錠できるキャビネットに保管する等、適切に管理すること。
19	従業員の秘密保持誓約書の日付が漏れていたため、適切に修正すること。
20	事故対応マニュアルについて、事故発生時にどのような体制で対応するか等、具体的な記載がなかった。事故発生時に適切な行動ができるよう、適宜修正すること。
21	感染症マニュアルについて、内容が指針に近いものであった。感染症発生時の対応等を具体的に記載したものを作成し、従業者へ周知すること。
22	防災マニュアルについて、役割分担が示されていたが、具体的な担当者の欄が空欄となっていた。担当者名を記載したものを作成し、保存すること。
23	指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置を講じなければならないが、指針等が整備されていなかった。ついては、早急に整備し、従業者に対し周知・啓発すること。
24	指定認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定認知症型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置を講じなければならないが、指針等が整備されていなかった。ついては、早急に整備し、従業者に対し周知・啓発すること。

○他事業所の規範となる事項について

1	連絡帳を活用し、利用者の当日の状況を家族に随時報告していた。
2	利用者とのコミュニケーションを大切にしており、利用者の生活に寄り添ったサービスを提供していた。
3	研修実施時の記録について、写真も記録として残し、分かりやすい内容となっていた。
4	BCP計画の作成が進んでおり、非常事態発生時に利用者を守る体制が、施設独自の方法で適切に構築されていた。
5	共生型サービスとして、利用者の考え等を尊重しながらサービスを提供していた。
6	事業内の備品等が整頓され、利用者が過ごしやすい環境となっていた。